

【中国5県以外の郵便局で納入される場合】

ゆうちょ銀行、郵便局の指定について

中国5県以外に所在する給与所得等に係る特別徴収義務者様で特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行または郵便局をご利用いただく場合は、最初に納入される際に、お手数ですが右の「指定通知書」を納入書に添えてゆうちょ銀行または郵便局に提出してください。

なお、引き続き同じ郵便局へ納入される場合は再度提出の必要はありません。

特別徴収義務者の控え用として、下記に提出先のゆうちょ銀行または郵便局をご記入の上保管してください。

(控え)

納入指定ゆうちょ銀行（郵便局）
所在地
名 称

ここから切り離して使用してください

指定通知書

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 長
様
_____ 郵便局長

鳥取県東伯郡琴浦町長
(公印省略)

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当町の町・県民税（給与所得に係る特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- 1. 口座番号 01330-0-960875
- 1. 加入店の名称 琴浦町会計管理者
- 1. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター